

令和6年度富山県光熱費等高騰対策緊急支援事業費補助金（児童分）交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、富山県補助金等交付規則（昭和37年富山県規則第10号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、令和6年度富山県光熱費等高騰対策緊急支援事業費補助金（児童分）（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（補助金の交付）

第2条 知事は、光熱費等高騰の影響を受ける県内のこども関連施設等に対し、光熱費等の高騰分を支援するため、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

（定義）

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）保育所等 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条第1項に規定する保育所であつて、第35条第3項による届出をし、又は同条第4項の認可を得ている保育所、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第5項に規定する地域型保育（居宅訪問型保育を除く。）をいう。
- （2）認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園及びこれらとの均衡を考慮して知事が必要と認める施設をいう。
- （3）認可外保育施設 法第59条の2に基づく届出を行っている認可外保育施設をいう。
- （4）放課後児童クラブ 法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を実施する事業所をいう。
- （5）とやまっ子さんさん広場 とやまっ子さんさん広場推進事業補助金実施要綱に定める要件を満たすとやまっ子さんさん広場推進事業を実施する事業所をいう。
- （6）児童養護施設 法第41条に規定する児童養護施設をいう。
- （7）児童自立生活援助事業 法第33条の6第1項に規定する児童自立生活援助事業をいう。
- （8）小規模住居型児童養育事業 法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業をいう。
- （9）里親 法第6条の4に規定する里親をいう。

（補助の対象）

第4条 補助対象者は、令和7年1月1日時点において富山県内に所在し、申請日時点

において開設している私立保育所等、私立認定こども園（幼稚園型を除く。）、私立認可外保育施設（居宅訪問型又は中核市所管の施設を除く。）、私立放課後児童クラブ、とやまっ子さんさん広場、民間児童養護施設、児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業を運営している者、及び申請日時点において児童を養育している里親とし、要件は別表に定めるとおりとする。

（交付額の算定方法等）

第5条 補助金の交付の対象経費及び交付にあたっての同意事項は以下のとおりとし、交付額は、別表に定めるとおりとする。

（1）対象経費

施設を運営又は児童を養育するにあたり必要となる燃料費、電気料金等

（2）同意事項

- ① 補助対象施設の要件を満たしていること。
- ② 国、都道府県又は市町村が運営する施設等でないこと。
- ③ 提出した申請書類に虚偽がないこと。
- ④ 補助金の申請は、1施設につき1回限りとする。
- ⑤ 富山県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと。また、暴力団員が役員ではなく、暴力団と密接な関係を有しておらず、かつ将来にわたっても該当しないこと。
- ⑥ 虚偽が判明した場合は、補助金の返還に応じるとともに、補助金と同額の違約金の支払いに応じること。

（交付申請書及び実績報告書の様式等）

第6条 規則第3条に規定する交付申請書及び当該交付申請書に添付すべき書類の様式等は、次の表のとおりとする。

書類	様式	提出期限
令和6年度富山県光熱費等高騰対策緊急支援事業費補助金交付申請書及び実績報告書	様式第1号	令和7年2月28日まで
その他知事が必要と認める書類		

2 規則第12条に規定する実績報告書は、第1項の申請書と兼用する。

（交付条件）

第7条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- （1）補助事業に係る収入及び支出を明らかにした調書を作成し、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、これを補助事業完了の日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(2) 補助事業を行う者が前各号により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。

(3) 当該補助事業の対象経費と重複してほかの補助金等の交付を受けてはならない。

(交付の決定及び額の確定)

第8条 知事は、第6条に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付の決定を行い、その旨を通知する。

2 第1項の交付の決定は、規則第13条に規定する補助金の額の確定を兼ねるものとする。

(交付決定の取消)

第9条 知事は、交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、規則第15条に基づき、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 第6条の規定により提出した書類に記載した内容に虚偽が判明したとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

(4) 前各号のほか、知事が必要と認めるとき。

(その他必要な事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年1月1日から施行する。

別表（第4条、第5条関係）

対象施設等の区分	交付額	要件
保育所等 認定こども園 (幼稚園型除く)	<ul style="list-style-type: none"> 定員9名以下：1施設につき16,000円 定員170名以下：1,600円×在籍児童数 定員171名以上：1施設につき274,000円 	私立に限る
認可外保育施設	<ul style="list-style-type: none"> 定員20名以下：1施設につき12,000円 定員21名以上：600円×定員数 	<ul style="list-style-type: none"> 私立に限る 居宅訪問型又は中核市所管の施設を除く
放課後児童クラブ	<ul style="list-style-type: none"> 定員20名以下：1施設につき14,000円 定員21名以上：700円×定員数 	私立に限る
とやまっ子さんさん広場	<ul style="list-style-type: none"> 定員20名以下：1施設につき10,000円 定員21名以上：500円×定員数 	私立及び年間開所日数が150日以上の施設に限る
児童養護施設	<ul style="list-style-type: none"> 1,200円×(暫定)定員数 	私立に限る
児童自立生活援助事業 小規模住居型児童養育事業	<ul style="list-style-type: none"> 1施設につき12,000円 	
里親	<ul style="list-style-type: none"> 1世帯につき12,000円 	

(その他の要件)

- ※同一の補助対象者が複数の施設を運営している場合には、各施設の経理が明確に区分できる場合のみ、施設ごとに申請することを可能とする。
- ※認可外保育施設のうち、富山県光熱費等高騰対策緊急支援事業費補助金（医療分）の交付対象となる事業所等と同一の施設内に所在する場合は、当該認可外保育施設の光熱費等の経理が明確に区分できる場合のみ、本補助金の申請を可能とする。
- ※放課後児童クラブ及びとやまっ子さんさん広場等において、学校や自治体所管の施設等で開設している場合には、原則として本補助金の対象とはならず、補助対象者が光熱費等の負担をしている場合のみ本補助金の申請を可能とする。